

別表1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表

■補助対象設備

- ①既設設備と補助対象設備の使用用途が同じであること。
- ②導入する設備が兼用設備、又は将来用設備あるいは予備設備等ではないこと。
- ③償却資産登録される設備(固定資産等として登録される設備)であること。
- ④導入する設備がトップランナー基準のある設備区分の場合、同基準以上の設備であること。
- ⑤エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。
但し、省エネルギー効果が伴う機能、オプションまたは付帯設備が、一体不可分の設備として出荷される場合、その限りではない。
- ⑥設備区分<①高効率照明>については、原則、不動産登記された建物に附帯している照明設備を補助対象とする。
但し、広告・看板等のライトアップに用いる照明は対象外とする。
- ⑦その他の法規的な定めによる安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ⑧原則、既設設備は、事業完了日までに廃棄を行うこととする。新設設備の安定稼働まで既設設備を保有する等、特別な理由がある場合は、予めSIIの承認を受けなければならない。

<①高効率照明>

種別	性能区分	基準値
LEDダウンライト (埋込穴300mm以下) ※1	昼光色・昼白色・白色	〈固有エネルギー消費効率〉 85lm/W以上 〈演色性〉 Ra70以上
	温白色・電球色	〈固有エネルギー消費効率〉 75lm/W以上 〈演色性〉 Ra70以上
LED高天井用器具 (定格光束12,000lm以上) ※2	昼光色・昼白色・白色	〈固有エネルギー消費効率〉 100lm/W以上 〈演色性〉 Ra70以上
	温白色・電球色	〈固有エネルギー消費効率〉 75lm/W以上 〈演色性〉 Ra70以上
その他LED照明器具	昼光色・昼白色・白色	〈固有エネルギー消費効率〉 110lm/W以上 〈演色性〉 Ra80以上
	温白色・電球色	〈固有エネルギー消費効率〉 75lm/W以上 〈演色性〉 Ra80以上
対象範囲	灯具本体および一体で出荷される範囲 (本体および一体で出荷される範囲の例) 灯具、光源、電源、レンズ、ルーバー、カバー・枠、ガード、取付具、リニューアルプレート	
備考	1. 〈固有エネルギー消費効率〉及び〈演色性〉両方の基準を満たすこと。 2. LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 3. 性能区分に示す「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。 4. 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。 5. 消耗品(光源単体等)は対象外とする。 ※1 「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。 ※2 「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束12,000lm以上のものをいう。	

別表1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表

<②高効率空調 (1/2)>

種別	性能区分		基準値
電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	複数組合せ形のもの及び下記以外のもの(店舗用)	4方向カセット形	型式 40形 〈APF〉 6.0 以上 型式 45形 〈APF〉 5.9 以上 型式 50形 〈APF〉 5.9 以上 型式 56形 〈APF〉 5.8 以上 型式 63形 〈APF〉 5.8 以上 型式 80形 〈APF〉 5.7 以上 型式 112形 〈APF〉 6.0 以上 型式 140形 〈APF〉 5.7 以上 型式 160形 〈APF〉 5.5 以上 型式 224形 〈APF〉 5.1 以上 型式 280形 〈APF〉 4.8 以上
		4方向カセット形以外	型式 40形 〈APF〉 5.1 以上 型式 45形 〈APF〉 5.0 以上 型式 50形 〈APF〉 5.0 以上 型式 56形 〈APF〉 4.9 以上 型式 63形 〈APF〉 4.9 以上 型式 80形 〈APF〉 4.8 以上 型式 112形 〈APF〉 5.1 以上 型式 140形 〈APF〉 4.8 以上 型式 160形 〈APF〉 4.7 以上 型式 224形 〈APF〉 4.3 以上 型式 280形 〈APF〉 4.0 以上
	マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの (ビル用) ※1		型式 80形 〈APF〉 5.7 以上 型式 100形 〈APF〉 5.7 以上 型式 112形 〈APF〉 5.5 以上 型式 140形 〈APF〉 5.2 以上 型式 160形 〈APF〉 5.0 以上 型式 200形 〈APF〉 5.7 以上 型式 224形 〈APF〉 5.5 以上 型式 250形 〈APF〉 5.3 以上 型式 280形 〈APF〉 5.1 以上 型式 300形 〈APF〉 5.0 以上 型式 335形 〈APF〉 4.8 以上 型式 400形 〈APF〉 4.8 以上 型式 450形 〈APF〉 4.6 以上 型式 500形 〈APF〉 4.4 以上 型式 504形 〈APF〉 4.3 以上
	室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの (設備用) ※2	直吹き形	型式 224形 〈APF〉 4.9 以上 型式 280形 〈APF〉 4.9 以上
		ダクト形	型式 224形 〈APF〉 4.7 以上 型式 280形 〈APF〉 4.7 以上
対象範囲	室内機、室外機および一体で出荷される範囲 (室内機、室外機と一体で出荷される範囲の例) リモコン(集中リモコン含む)、パネル、分岐管、アクティプフィルタ		
備考	※1 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。 ※2 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。		
	その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。		

別表1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表

<②高効率空調 (2/2)>

種別	性能区分	基準値
ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	〈APFp〉 1.07 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	〈APFp〉 1.22 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	〈APFp〉 1.37 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	〈APFp〉 1.59 以上
	冷房能力が56kW以上	〈APFp〉 1.70 以上
対象範囲	室内機、室外機および一体で出荷される範囲 (室内機、室外機と一体で出荷される範囲の例) リモコン、パネル、分岐管、水熱交換ユニット、冷温水ポンプ(チラー)	
備考	1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 2. 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。	

種別	性能区分	基準値
チーリングユニット	空冷式 ※1	〈※1〉 3.0 以上
	水冷式 ※2	〈※2〉 3.3 以上
対象範囲	チーリングユニット本体 (水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン／リモコン用延長コード等を含む)	
備考	※1 冷温水を供給する空冷式のチーリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。 ※2 冷温水を供給する水冷式のチーリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。	

種別	性能区分	基準値
吸収式冷凍機	吸収冷凍機 ※1	〈※1〉 1.2以上
	吸収冷温水機 ※2	〈※2〉 1.1 以上
	廃熱投入型吸収式冷凍機 ※3 (ジェネリング)	〈※3〉 1.2 以上
	廃熱投入型吸収式冷温水機 ※4 (ジェネリング)	〈※4〉 1.1 以上
対象範囲	吸収式冷凍機本体	
備考	※1 吸収冷凍機(空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率(JIS B8622)に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る。 ※2 吸収冷温水機(空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。) ※3 廃熱投入型吸収式冷凍機(冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る。) ※4 廃熱投入型吸収式冷温水機(冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。)	

種別	性能区分	基準値
ターボ冷凍機 ※	—	〈※〉 5.0 以上
対象範囲	ターボ冷凍機本体および一体で出荷される範囲 (本体と一体で出荷される範囲の例) 【固定速機】電動機盤 【インバーター機】高圧インバータ盤、低圧インバータ盤、低圧インバータ用トランス盤	
備考	※ ターボ冷凍機(空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。)	

別表1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表

<③産業ヒートポンプ>

種別	性能区分		基準値
高温水ヒートポンプ ※1	加熱能力 100kW未満	温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 15℃	⟨COP⟩ 2.62 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 30℃	⟨COP⟩ 3.35 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 45℃	⟨COP⟩ 3.49 以上
	加熱能力 100kW以上	温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 15℃	⟨COP⟩ 2.70 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 30℃	⟨COP⟩ 3.39 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 45℃	⟨COP⟩ 4.56 以上
		温水出口温度 90℃、 熱源水入口温度 15℃	⟨COP⟩ 2.69 以上
		温水出口温度 90℃、 熱源水入口温度 30℃	⟨COP⟩ 3.15 以上
		温水出口温度 90℃、 熱源水入口温度 45℃	⟨COP⟩ 3.09 以上
		吸込空気温度を冬期:7℃、中間期 16℃、夏期25℃、温水出口温度 65℃の 平均値	⟨COP⟩ 2.66 以上
循環加温ヒートポンプ ※2	—	空気入口温度:20℃、熱風供給温度 100℃、熱源水入口温度 30℃、熱源水 出口温度25℃	⟨COP⟩ 3.44 以上
熱風ヒートポンプ ※3	—	蒸気供給温度 120℃、 熱源水入口温度 65℃	⟨COP⟩ 3.53 以上
	—	蒸気供給温度 150℃、 熱源水入口温度 90℃	⟨COP⟩ 3.00 以上
	—	蒸気供給温度 165℃、 熱源水入口温度 70℃	⟨COP⟩ 2.46 以上
対象範囲	産業ヒートポンプ本体および一体で出荷される範囲 (本体と一体で出荷される範囲の例) 給水タンク、送水ポンプ(給水用)、送水ポンプ(熱源水用)、熱回収熱交換器、循環タンク、循環ポンプ、高調波対策盤(コンバータ盤)		
備考	<p>※1 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプであり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が上記の基準を満たすもの。 なお、算出に当たっては、温水出口温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて表内のとおり設定することを前提条件とする。</p> <p>※2 循環する水等の二次媒体を加熱する熱源機であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が2.66 以上であるもの。 なお、算出に当たっては、吸込空気温度を冬期:7℃、中間期 16℃、夏期 25℃、温水出口温度を 65℃とすることを前提条件とし、それぞれの季節の平均値を取る。</p> <p>※3 高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のもののうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が3.44 以上であるもの。 なお、算出に当たっては、空気入口温度:20℃、熱風供給温度 100℃、熱源水入口温度 30℃、熱源水出口温度25℃を前提条件とする。</p> <p>※4 蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が上記の基準を満たすもの。 なお、算出に当たっては、蒸気供給温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて表内のとおり設定することを前提条件とする。</p>		

別表1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表

<④業務用給湯器>

種別	性能区分	基準値
業務用ヒートポンプ給湯器 ※	—	〈※〉 3.0 以上
対象範囲	ヒートポンプユニットおよび一体で出荷される範囲 (本体と一体で出荷される範囲の例) リモコン、貯湯・給湯・膨張・バッファータンク、搬送ポンプ、高調波対策盤(高効率コンバータ盤)、センサ配線セット、入水管セット(タンクとの接続)	
備考	※ 高効率ヒートポンプ式給湯機(業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。)	

種別	性能区分	基準値
潜熱回収型給湯器 (ガス・石油) ※	—	〈※〉 94% 以上
対象範囲	給湯器本体および一体で出荷される範囲 (本体と一体で出荷される範囲の例) リモコン(連結配管含む)、膨張タンク、配管キット、減圧弁、加圧逃し弁、排気カバー(吸排気部材含む)、配管カバー、設置台・部材(壁掛け用部材含む)	
備考	※ 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高発熱量基準)であること。	

<⑤高性能ボイラ>

種別	性能区分	基準値
蒸気ボイラ	—	〈ボイラ効率 ※〉 95% 以上
対象範囲	高性能ボイラ本体 (本体と一体で出荷される範囲の例) 給水ポンプ、送風機、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、燃料弁、プロー弁、節炭器、空気予熱器	
備考	※ ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上であること。	

種別	性能区分	基準値
温水ボイラ	—	〈ボイラ効率 ※〉 95% 以上
対象範囲	高性能ボイラ本体 (本体と一体で出荷される範囲の例) 循環ポンプ、送風機、制御盤、給水弁、燃料弁、熱交換器、真空ポンプ	
備考	※ ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8417 真空式温水発生機とJIS B 8418 無圧式温水発生機におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上であること。	

別表1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表

<⑥低炭素工業炉>

種別	性能区分		基準値	
燃焼式	加熱炉	連続式	〈炉効率〉	40% 以上
		バッチ式	〈炉効率〉	20% 以上
	熱処理炉	連続式	〈炉効率〉	40% 以上
		バッチ式	〈炉効率〉	20% 以上
	溶解炉	バッチ式	〈炉効率〉	30% 以上
	炉体・燃焼装置および一体で出荷される範囲 (炉体・燃焼装置と一体で出荷される範囲の例) 炉体(外枠、バーナータイル、断熱材含)、燃焼装置(バーナ、ラジアントチューブ、リジェネバーナー、廃熱回収装置内蔵型含)、廃熱回収装置、排気ファン、燃焼空気用送風機			
対象範囲				
備考	炉効率は、被加熱物の持ち去る熱量(含熱量) ÷ 総投入熱量×100から算出する。ただし循環熱は投入熱量から除く。			

種別	性能区分		基準値	
抵抗加熱式	加熱炉	連続式	〈炉効率〉	60% 以上
		バッチ式	〈炉効率〉	50% 以上
	熱処理炉	連続式	〈炉効率〉	30% 以上
		バッチ式	〈炉効率〉	20% 以上
	溶解炉	バッチ式	〈炉効率〉	60% 以上
	炉体・加熱コイルおよび一体で出荷される範囲 (炉体・加熱コイルと一体で出荷される範囲の例) 炉体(外枠、断熱材含)、加熱コイル、専用電源			
対象範囲				
備考	炉効率は、被加熱物の持ち去る熱量(含熱量) ÷ 総投入熱量×100から算出する。ただし循環熱は投入熱量から除く。			

種別	性能区分		基準値	
誘導加熱式	加熱炉	連続式	〈炉効率〉	60% 以上
		バッチ式	〈炉効率〉	45% 以上
	熱処理炉	バッチ式	〈炉効率〉	40% 以上
		バッチ式	〈炉効率〉	60% 以上
	溶解炉	バッチ式	〈炉効率〉	60% 以上
	炉体・誘導加熱装置および一体で出荷される範囲 (炉体・誘導加熱装置と一体で出荷される範囲の例) 炉体(外枠、断熱材含)、誘導加熱装置、専用電源、専用変電設備、整合板(マッピングransス含む)、冷却設備			
対象範囲				
備考	炉効率は、被加熱物の持ち去る熱量(含熱量) ÷ 総投入熱量×100から算出する。ただし循環熱は投入熱量から除く。			

別表1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表

<⑦変圧器>

種別	性能区分			基準値		
油入変圧器 ※1	単相	50Hz	500kVA以下	$\langle \text{全損失} \rangle$	$11.2 \times S^{0.732}$ 以下	
		60Hz	500kVA以下	$\langle \text{全損失} \rangle$	$11.1 \times S^{0.725}$ 以下	
	三相	50Hz	500kVA以下	$\langle \text{全損失} \rangle$	$16.6 \times S^{0.696}$ 以下	
			500kVA超	$\langle \text{全損失} \rangle$	$11.1 \times S^{0.809}$ 以下	
		60Hz	500kVA以下	$\langle \text{全損失} \rangle$	$17.3 \times S^{0.678}$ 以下	
			500kVA超	$\langle \text{全損失} \rangle$	$11.7 \times S^{0.790}$ 以下	
		モールド変圧器 ※2	50Hz	$\langle \text{全損失} \rangle$	$16.9 \times S^{0.674}$ 以下	
			60Hz	$\langle \text{全損失} \rangle$	$15.2 \times S^{0.691}$ 以下	
			50Hz	$\langle \text{全損失} \rangle$	$23.9 \times S^{0.659}$ 以下	
			60Hz	$\langle \text{全損失} \rangle$	$22.7 \times S^{0.718}$ 以下	
対象範囲	変圧器本体					
備考	<p>1. 定格一次電圧が600Vを超える、7,000V以下のものであって、かつ、交流の電路を使用する変圧器。ただし、以下のものを除く。 ①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、 ⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は 2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、 ⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。</p> <p>2. エネルギー消費効率についてはJIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる 全損失(W)とする。</p> <p>3. JIS C 4304 及びJIS C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分毎に油入変圧器は1.10を、 モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。</p> <p>4. Sは定格容量(単位 キロボルトアンペア)を表す。</p> <p>※1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。</p> <p>※2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。</p> <p>その他、詳細はトップランナー制度「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のもの」に準ずる。</p>					

<⑧冷凍冷蔵庫>

種別	性能区分			基準値			
電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型 ※1	インバータ制御 電動機有	$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
			インバータ制御 電動機無	$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
		横型 ※2		$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
	冷凍冷蔵庫	縦型		$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
		横型		$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
		横型		$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
電気冷凍庫	縦型			$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
	横型			$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
	チエストフリーザー ※3			$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
	冷凍ストッカー ※4			$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
				$\langle \text{2016年省エネ基準達成率} \rangle$ 100%以上			
対象範囲	冷凍冷蔵庫本体						
備考	<p>※1 「縦型」とは、JIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位 ミリメートル)が1,000ミリメートル超の 機器であって前開き形のものをいう。</p> <p>※2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000 ミリメートル以下 の機器であって前開き形のものをいう。</p> <p>※3 「チエストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。</p> <p>※4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。</p> <p>その他、詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用】」、「電気冷凍庫 目標年度が2016年度以降の 各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。</p>						

<⑨工場エネルギー管理システム(FEMS)>

種別	性能区分		基準値
工場エネルギー管理システム(FEMS)	FEMSの公募要領を参照のこと		FEMSの公募要領を参照のこと

※対象範囲等についてもFEMS公募要領を参照のこと